

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法の一部改正

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「旧研究機構」という。）から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「研究機構法」という。）に改めること。

（研究機構法第一条及び第三条関係）

二 研究機構の目的の改正

研究機構は、研究機構法第四条第二項に規定するもののほか、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とすること。

（研究機構法第四条第一項関係）

三 研究機構の業務の範囲の変更

(一) 研究機構は、二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(研究機構法第十四条第一項第一号、第二号、第四号、第十号及び第十一号関係)

イ 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

ロ イに掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと（研究機構法第十四条第二項に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。

ハ 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

ニ 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

ホ イからニまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(二) 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けの

業務を生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等（政府及び独立行政法人をいう。）以外の者に委託して行い、その成果を普及する業務（研究機構法第十四条第一項第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）に変更すること。
（研究機構法第十四条第一項第六号関係）

四 区分経理

三の（一）に掲げる業務に係る経理については、現行の農業に関する技術上の試験及び研究等の業務に係る勘定において整理しなければならないものとする事。
（研究機構法第十五条関係）

五 長期借入金及び償還計画

三の（二）の業務の変更に伴い、長期借入金及び償還計画に関する規定を削除すること。

（改正前の研究機構法第十六条及び第十七条関係）

六 緊急時の要請

農林水産大臣は、品質が適正でない食品が流通し、又は流通するおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、研究機構に対し、三の（一）に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分

析又は鑑定を実施すべきことを要請することができるものとする。 (研究機構法第十八条関係)

第二 独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正

一 水産総合研究センターの目的の改正

独立行政法人水産総合研究センター (以下「水産総合研究センター」という。) は、独立行政法人水産総合研究センター法 (以下「水産総合研究センター法」という。) 第三条第二項に規定するものほか、水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とすること。 (水産総合研究センター法第三条第一項関係)

二 水産総合研究センターの業務の範囲の変更

水産総合研究センターは、一の目的を達成するため、さけ類及びます類のふ化及び放流 (個体群の維持のためのものに限る。) の業務を行うものとする。 (水産総合研究センター法第十一条第一項第四号関係)

第三 独立行政法人種苗管理センター法の一部改正

独立行政法人種苗管理センター (以下「種苗管理センター」という。) の業務のうち、茶樹の増殖に

必要な種苗の生産及び配布の業務を廃止するため、所要の改正を行うこと。

(独立行政法人種苗管理センター法第三条及び第十一条第一項第三号関係)

第四 研究機構等十法人の役職員の身分の非公務員化

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

研究機構、水産総合研究センター、種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所(以下「研究機構等」という。)を独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除すること。

(改正前の研究機構法第五条等関係)

二 秘密保持義務

研究機構等の役員又は職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

(研究機構法第十二条等関係)

三 役員及び職員 の地位

刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、研究機構等の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。
（研究機構法第十三条等関係）

四 罰則

二の秘密保持義務に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設けること。

（研究機構法第二十四条等関係）

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 職員の引継ぎ等、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置等

職員の引継ぎ等、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置等について所要の規定を設けること。
(附則第二条から第七条まで関係)

三 独立行政法人農業者大学校等の解散等

独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて研究機構が承継するものとする事。
(附則第八条関係)

四 研究機構の役員に関する特例

研究機構に、役員として、研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人を置くことができるものとする事。
(附則第十二条関係)

五 研究機構の業務の特例等

(一) 研究機構は、研究機構法第十四条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする事。

(附則第十三条第一項から第三項まで関係)

イ 政令で指定する日までの間、改正前の研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資

に係る株式の処分の業務を行うこと。

ロ 改正前の研究機構法第十三条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこと。

ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(二) 研究機構は、(一)に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする事。 (附則第十三条第四項関係)

六 旧研究機構がした長期借入金に関する経過措置

この法律の施行前に改正前の研究機構法第十六条第一項の規定により旧研究機構がした長期借入金については、改正前の研究機構法第十七条、第二十二條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有するものとする事。

(附則第十五条関係)

七 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの解散等

独立行政法人さけ・ます資源管理センターは、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が

承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において水産総合研究センターが承継するものとする。

(附則第十六条関係)

八 種苗管理センターの業務の特例

種苗管理センターは、独立行政法人種苗管理センター法第十一条に規定する業務のほか、平成十九年三月三十一日までの間、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布並びにこれらに附帯する業務を行うものとする。

(附則第二十条関係)

九 独立行政法人農業者大学校法等の廃止

次に掲げる法律は、廃止するものとする。

(附則第二十一条関係)

(一) 独立行政法人農業者大学校法

(二) 独立行政法人農業工学研究所法

(三) 独立行政法人食品総合研究所法

(四) 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法

十 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省
関係法律の整備に関する法律案の概要

[現行]

[改正後]

